

住む

飯塚市内の住宅に関連する補助制度（①～③）となります。予算の範囲内で実施していますので、詳細についてはお問い合わせください。



①飯塚市戸建て中古住宅取得補助金

建設政策課

飯塚市では、中古住宅を活用した定住を促進し、住環境の保全を図るため、飯塚市内に中古住宅を購入するかたに対して補助金を交付しています。

詳細はこちら



■交付対象者の要件

- 令和2年4月1日以後自ら居住するために築10年を経過した戸建て中古住宅を購入し、その住宅に居住するかた
- 定住を目的とした自己所有のマイホームを購入されたかた（共有者も含まれます）
- 申請時に世帯全員が飯塚市での市税等の滞納がないかた
- 取得するマイホームに5年以上定住するかた
- 本人及び世帯員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）が含まれていないこと。

■補助対象となる住宅の要件

- 築10年を経過した戸建て中古住宅
- 購入契約後もしくは転居後1年を経過していない中古住宅

■補助対象外となる要件

- 飯塚市内に既に所有している住宅があるとき
- 飯塚市内に既に所有している住宅の買い替えであるとき
- 中古住宅の取得が相続又は贈与によるものであるとき
- 中古住宅及び住宅用地の取得が公共工事に伴う住宅移転補償によるものであるとき
- 2親等以内の親族間における売買によって取得した中古住宅であるとき
- 同一の建物について国、県、市その他の団体からの補助等（重複して交付を受けることを認めたものを除く）を受けているとき

※飯塚市定住促進住宅改修補助金とは併用できます。

■補助金の額

基本額 **30万円** + 子ども加算 **10万円** × 人数

- 購入費（消費税を除く）の100分の10（千円未満端数切捨て）
※ただし、当該金額が30万円を超えるときは30万円です。
- 世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る）が含まれている場合は、1人につき10万円加算
※ただし、補助金の上限は購入費（消費税等を除く）までです。

②飯塚市定住促進住宅改修補助金

建設政策課

飯塚市では、快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図るため、飯塚市内の施工業者によって市内の住宅の改修を行う場合に、経費の一部を補助金として交付しています。

詳細はこちら



■交付対象者の要件

- 飯塚市の住民基本台帳に登録されているかた又は対象住宅の工事完了日から90日を経過する日もしくは令和5年2月28日のいずれか早い日までに住民基本台帳に登録することを約束されるかた
- マイホームを所有されているかた
- 申請時に世帯全員が飯塚市での市税等の滞納がないかた
- 工事完了日から対象となるマイホームに5年以上定住するかた
- 本人及び世帯員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）が含まれていないこと。

■補助対象となる住宅の要件

- 補助の対象者が所有し、自らが現に居住する住宅
- 補助の対象者が所有し、自らが居住する予定の住宅

■補助対象となる改修工事

- 飯塚市内の施工業者が請け負う工事
- 工事費が8万円（消費税を除く）以上の工事
- 補助金交付決定後に着工し、令和5年2月28日までに完了届を提出できる工事
- 補助金交付決定通知があった日から90日以内に着工する工事

■補助対象となる工事内容

- 省エネ改修（壁・床・天井等への断熱材の設置工事・高断熱浴槽の設置工事など）
- バリアフリー改修（手すり設置・段差解消・滑り止め設置・和式から洋式便器への交換など）
- 耐久性向上改修（耐久性や防水性を向上させる屋根全体の葺き替え・防水工事など）
- 居住性向上改修（壁や天井の張替工事・防音工事・外壁塗装など）
- 増築

■補助対象外となる要件

- 同一の建物について国、県、市その他の団体からの補助等（重複して交付を受けることを認めたものを除く）を受けているとき
 - 補助の対象となる住宅において、本制度による補助金の交付を受けたことがあるとき
- ※飯塚市戸建て中古住宅取得補助金または飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金とは併用できます。

■補助金の額

基本額 **8万円** + 子ども加算 **2万円** × 人数

- 工事金額（消費税を除く）の100分の10（千円未満端数切捨て）
※ただし、当該金額が8万円を超えるときは8万円です。
- 申請日において、世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（申請者の2親等内の親族に限る。）が含まれている場合は、1人につき2万円が加算されます。
※ただし、補助金の上限は工事費（消費税等を除く）までです。

■お問い合わせ

飯塚市都市建設部建設政策課住環境整備係

電話：0948-22-5500（内線1526）・FAX：0948-22-6271

令和2年度新設！令和4年度までの3年間限定制度

③飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金

建設政策課

飯塚市では、筑豊地域外から本市への移住・定住を図るため、本市に住宅を取得した筑豊地域外からの移住者の方に対して奨励金を交付しています。

詳細はこちら



■交付対象者の要件

- 令和2年4月1日以後住宅取得の契約^{Q1}をし、その住宅に居住^{Q2}するかた
- 転入後3年以内に住宅を取得する契約をしたかた
(転入前の契約も対象になります)
- 転入前3年以上筑豊地域外に居住^{Q2}していたかた
- 住宅の取得日かつ移住日が令和4年12月31日までであること。
- 定住を目的とした自己所有のマイホームを取得されたかた(共有者も含みます)
- 申請時に世帯全員が飯塚市での市税等の滞納がないかた
- 取得するマイホームに5年以上定住するかた
- 本人及び世帯員に暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員をいう)が含まれていないこと。

■補助対象となる住宅の要件

- 住宅を取得した契約日が令和2年4月1日以後の住宅
- 新築住宅、中古住宅
- 取得後もしくは転居後1年を経過していない住宅

■補助対象外となる要件

- 転入後3年を経過してから契約をした住宅であるとき
 - 転入前3年以上筑豊地域外に居住をしていないとき
 - 2親等以内の親族間における売買又は相続、贈与その他取得対価を伴わない事由により取得した住宅であるとき
 - 同一の建物について国、県、市その他の団体からの補助等(重複して交付を受けることを認めたものを除く)を受けているとき
- ※飯塚市定住促進住宅改修補助金とは併用できます。

■補助金の額

基本額 100万円 + 子ども加算 10万円×人数

- 世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(申請者の2親等内の親族に限る。)が含まれている場合は、1人につき10万円が加算
- 購入費(消費税を除く)が上限です。
※対象補助金を合算します。

Q&A

Q1. 住宅取得の契約とはどのような場合でしょうか。

A1. ①住宅を新築 ②建売住宅を購入 ③中古住宅を購入 ④マンションなどを購入した場合が対象です。

Q2. 住宅に居住するとはどういうことですか。

A2. 住民票の異動届がされており、生活の本拠地として居住していることです。

筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金

申請者対象チェックシート

スタート

飯塚市内に住宅を取得されましたか。

はい

いいえ

対象外

住宅を取得されたかたが対象です。

その家にお住まいですか。(住む予定の場合は、住んでから「はい」へおすすみください。)

はい

いいえ

ご自身が住むために取得された住宅が対象です。

飯塚市に転入する前は、3年以上筑豊地域以外^{注1}に住んでいましたか^{注2}。

はい

いいえ

筑豊地域以外から転入されたかたが対象です。

契約日^{注3}は、令和2年4月1日以後ですか。

はい

いいえ

令和2年3月31日までの契約は対象外です。

契約日は飯塚市に転入してから3年を経過していませんか。

はい

いいえ

転入してから3年以内に契約されたかたが対象です。

住宅の取得日^{注4}または転居日から1年を経過していませんか。

はい

いいえ

1年を経過すると申請ができません。

住宅の取得日^{注4}かつ移住日が令和4年12月31日以前ですか。

はい

いいえ

令和4年12月31日を経過すると申請ができません。

書類を揃えて早めに申請をお願いします。

注1…飯塚市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町以外

注2…戸籍の附票の写し又は住民票の除票の写しで3年以上筑豊地域外に住所を有していたことが確認できること

注3…住宅を新築するための請負契約書又は住宅を購入するための売買契約書の契約日

注4…登記事項に記載された所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日

■お問い合わせ

飯塚市都市建設部建設政策課住環境整備係

電話：0948-22-5500（内線1526）・FAX：0948-22-6271